

**広島修道大学
事業継続計画（BCP）**

外部公開版

制 定 日：2021 年 11 月 29 日
最終改定日：2023 年 3 月 27 日

改定履歴

第1版 承認日：2021年11月29日

内 容：事業継続計画（BCP）の策定に伴い新規作成

作成者：BCP検討チーム

第2版 承認日：2023年3月27日

内 容：「II. 事業継続計画〈自然災害編〉」、「III. 初動・復旧対応要領〈自然災害編〉」、「VI. 事務局運営要領」および「様式1 緊急時対応経過表」を修正し、「IV. 事業継続計画及び初動対応要領〈感染症編〉」および「V. 事業継続計画及び初動対応要領〈爆破等予告編〉」の新規作成、「別紙6 感染症に対する活動指針」および「様式6 感染症に関する体調管理表・行動管理表」の新規追加

作成者：BCP事務局

目次

I. 事業継続にかかる基本方針

1. 事業中断の防止ならびに是正
2. 事業継続にかかる意識と組織対応能力の向上
3. 法令、国が定める指針その他の規範の順守
4. BCP の継続的改善

II. 事業継続計画〈自然災害編〉(外部非公開)

1. 目的
2. 組織と役割
3. BCP の発動基準
4. BCP の発動に伴う代替拠点の使用基準
5. BCP の停止基準
6. BCP 発動時における緊急対策本部の活動
7. BCP 発動時における事業継続チームの活動
8. BCP 発動時における教職員の活動

III. 初動・復旧対応要領〈自然災害編〉(一部、外部非公開)

1. 目的
2. 災害想定
3. 初動対応（昼間対応）
4. 初動対応（早朝対応）
5. 事業継続を見据えた復旧対応

IV. 事業継続計画及び初動対応要領〈感染症編〉

1. 目的
2. 状況想定
3. BCP の発動
4. 感染症に対する活動指針
5. 情報収集
6. 感染経路の特定
7. 情報発信・広報対応
8. 感染防止対策

V. 事業継続計画及び初動対応要領〈爆破等予告編〉(一部、外部非公開)

1. 目的
2. 状況想定
3. BCP の発動

4. 初動対応
5. 情報収集
6. 情報発信・広報対応

VI. 事務局運営要領（外部非公開）

1. 目的
2. 活動内容

I. 事業継続にかかる基本方針

広島修道大学（以下、「本学」という。）は、学生に対する教育、研究の推進ならびに教育・研究をとおした社会への貢献を主な事業としている。これらの事業が中断した場合、本学の教育・研究を享受する学生ならびにステークホルダーに多大な影響を与えることが予想される。このことから、本学の事業を中断させる様々な脅威への対応として、本方針に基づく事業継続計画（以下、「BCP」という。）を策定し、学内外の環境変化に応じた継続的改善を行っていくことを宣言する。

1. 事業中断の防止ならびに是正

本学は、優先して継続・復旧すべき事業を明確にし、目標復旧時間内に事業が復旧できるよう、事業の中止に関するリスクを十分に認識し、必要かつ合理的な管理措置を講じる。そして、緊急事態発生時の体制ならびに対応手順を事前に定めておくことにより、事業中断の防止を図る。また、事業継続に影響を及ぼす新たな脅威を察知した際には、遅滞なく是正処置を講じる。なお、本学における BCP の適用範囲は、次のとおりである。

【BCP の適用範囲】

組織：広島修道大学

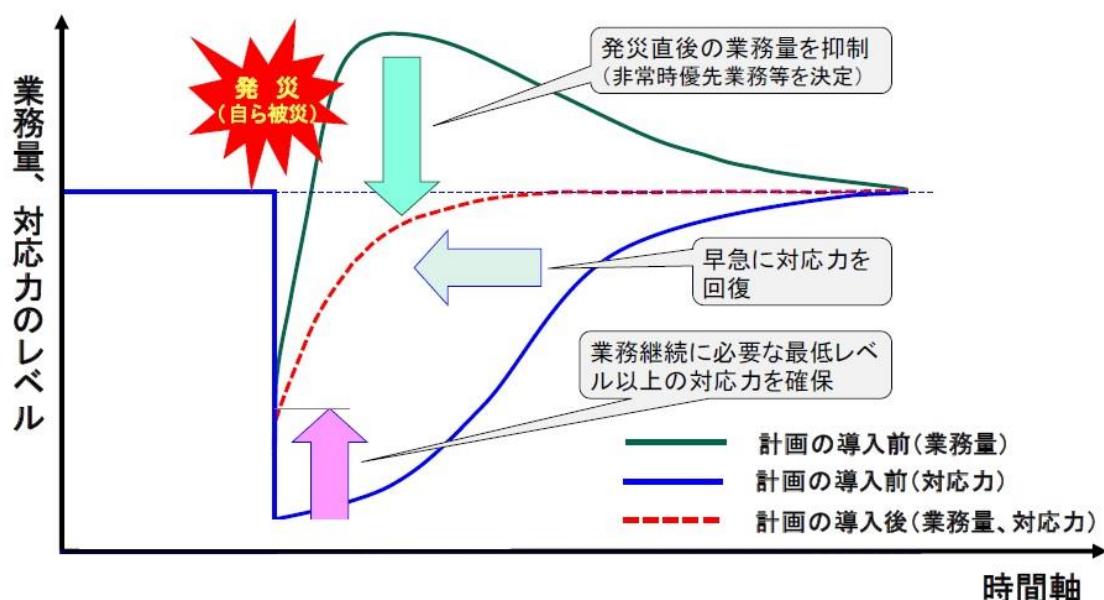
施設：広島修道大学（広島市安佐南区大塚東一丁目 1-1）

広島修道大学インターナショナルハウス（広島市中区広瀬北町 9-3）

事業：学生に対する教育、研究の推進ならびに教育・研究をとおした社会への貢献

資産：上記事業にかかわる教職員・学生ならびに各種施設・設備機器

【業務継続計画の導入に伴う効果】



注) 組織によって、発災後の業務量・対応力のレベルは異なる。

(出典) 中央省庁業務継続ガイドライン第 2 版

【非常時優先業務に含まれる各業務の関係について】



(出典) 中央省庁業務継続ガイドライン第2版

2. 事業継続にかかる意識と組織対応能力の向上

本学は、BCPに関する教育ならびに演習を定期的に実施することにより、事業継続に関する意識と組織対応能力向上を図る。

3. 法令、国が定める指針その他の規範の順守

本学は、BCPの策定にあたり、事業継続に関する法令、国内外の指針、その他の規範等を順守する。

4. BCPの継続的改善

本方針を基に策定するBCPは、事業内容の変化、社会情勢等を十分考慮し、継続的に改善する。

II. 事業継続計画〈自然災害編〉(外部非公開)

1. 目的

本学事業継続計画（以下、BCP）は、本学の事業を中断させる様々な脅威に対して、事業中断を防ぎ、仮に事業が中断しても影響を最小化し、事業中断からの復旧を早期に実現することを目的とする。具体的には、教職員・学生の安全を確保し、学生に対する教育を継続する。

2. 組織と役割

3. BCP の発動基準

4. BCP の発動に伴う代替拠点の使用基準

5. BCP の停止基準

6. BCP 発動時における緊急対策本部の活動

7. BCP 発動時における事業継続チームの活動

8. BCP 発動時における教職員の活動

III. 初動・復旧対応要領〈自然災害編〉(一部、外部非公開)

1. 目的

本学が、不慮の災害や事故等により重大な損害を被った場合に教職員が混乱することなく迅速に校舎の安全確認や応急処置、安否確認等を実施し、速やかな事業復旧に繋げることを目的として、教職員がとるべき初動・復旧対応に必要な事項を定める。

ただし、本計画の実施にあたっては、「人命の保護を最優先」とし、自らを危険にさらしてまで実施を求めるものではない。

2. 災害想定

この計画は、以下の災害状況を想定する。緊急対策本部が設置され次第、初動・復旧対応における現状を報告し、組織活動に移行する。なお、脅威発生後の組織活動を、(1)避難および非常招集、(2)安全確認、(3)安否確認、(4)応急処置、救助・救護に分けて記載する。

昼間対応：7月の平日午後12:00に脅威が発生し、BCPを発動。

7月後半の定期試験期間直前で、最高気温は35°C。教職員・学生2,000名が学内に滞在、負傷者数十名あり。建物に複数箇所のひび割れ発生、電気・ガス・上下水道、通信すべて遮断、公共交通機関すべて運休。

早朝対応：1月の平日午前5:00に脅威が発生し、BCPを発動。

1月後半の一般入試前期試験直前で、最低気温0°C。学内の滞在者なし、負傷者なし。建物に複数箇所のひび割れ発生、電気・ガス・上下水道、通信すべて遮断、公共交通機関すべて運休。

3. 初動対応（昼間対応）

想定した昼間期にBCPの発動基準を満たす脅威が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。なお、無線機を使用して情報のやり取りをする場合、以下の点に注意する。また、無線が混線している場合は、情報の受け手がいる場所まで行って伝える。

①誰が誰に対して伝える指示・情報であるかを明確にし、ゆっくりはっきりと伝える。

例)「初期消火班から通報連絡班に連絡します。応答願います。」

「はい、通報連絡班です、どうぞ。」こののちに情報を伝える。

②長い指示・情報であれば、聞き取れているかを途中で確認しながら伝える。

例)「ここまで情報は大丈夫ですか。」

「はい、大丈夫です。続けてください。」

③受け手は聞き取った指示・情報を復唱して確認する。

例)「伝達情報は、○○○○○でよいですか。」

④指示を出すときは、行動をとる者を特定する。

例) ○「初期消火班長、〇〇〇〇〇に向かってください。」

×「どなたか手の空いている人、〇〇〇〇〇に向かってください。」

(1) 避難

避難する場合は、図1の教職員・学生避難フロー（昼間期）、表2の避難時注意事項を注意する。

①研究室・部局に在室する教職員、授業以外で学内に滞在する学生

- A) 自らの身の安全を確保する。
- B) 二次災害等で建屋内に留まることが危険である場合は、落下物や転倒物に十分注意しながら、速やかに駐車場やグラウンド、広場の安全な場所に避難する。
- C) 避難する場合は、必要に応じて、事前に「別紙3 非常時資産持出一覧表」に定めた物品および事業継続に必要とされる最低限の資産を持ち出す。

②授業中の教職員・学生

- A) 自らの身の安全を確保する。
- B) 各教室に配置している「避難経路図」を参考し、授業担当教職員は落下物や転倒物に十分注意しながら、学生を速やかに駐車場やグラウンド、広場の安全な場所に避難誘導する。

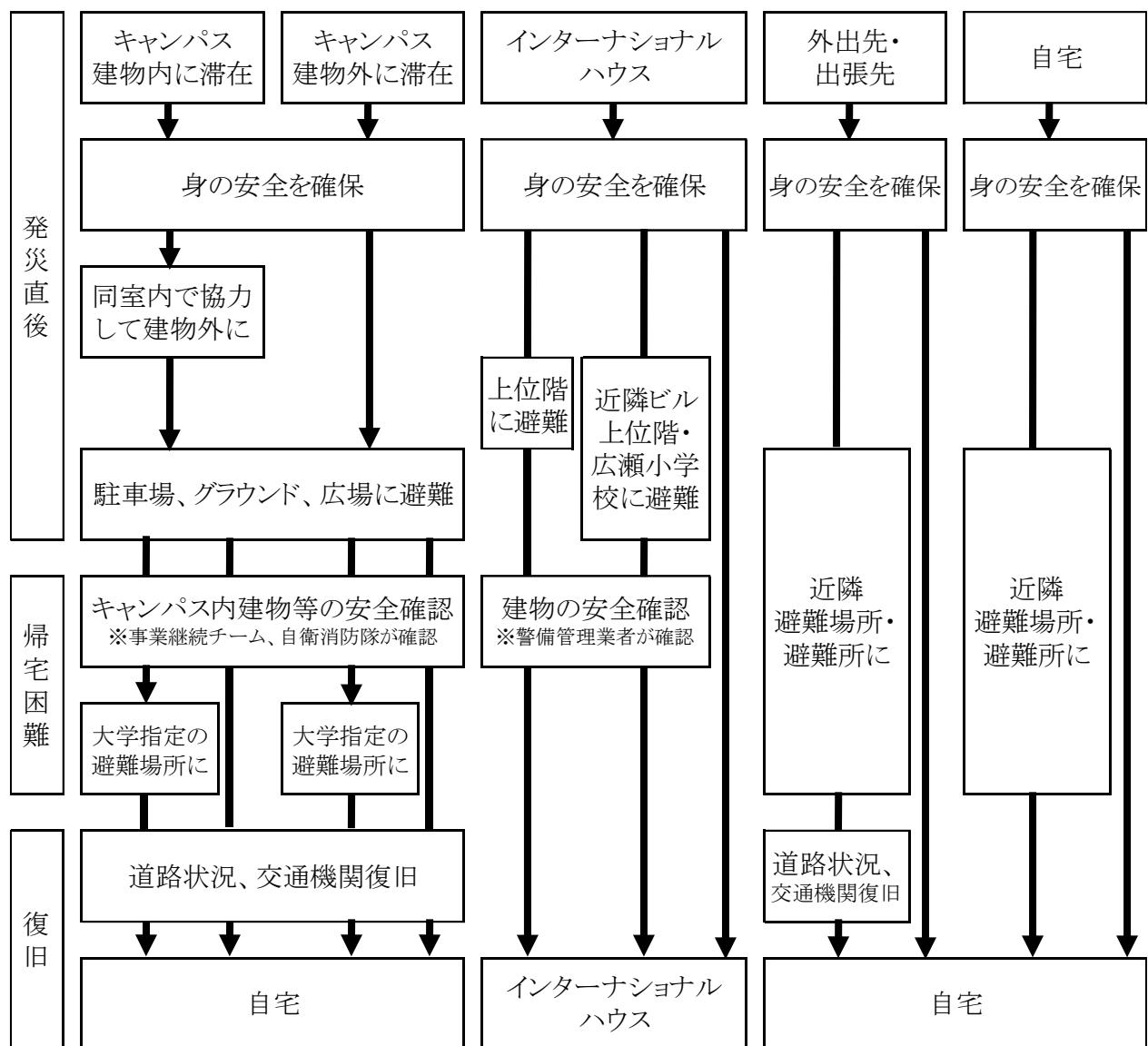
③自衛消防隊の避難誘導班

- A) 自らの身の安全を確保する。
- B) 二次災害等の更なる脅威が発生する可能性を考え、建屋内に留まることが危険である場合は、建屋内に残っている者を速やかに学内の安全な場所に避難誘導する。

④インターナショナルハウス

- A) 図5のとおり、施設管理業者が留学生を誘導し、広島市指定の指定緊急避難場所である広瀬小学校に避難させる。
- B) 南海トラフ巨大地震等の発生により、浸水もしくは津波の到達が予想される場合は、図6のとおり、周辺地域が津波浸水想定区域であることから、インターナショナルハウスの4階以上もしくは二次災害等で建屋内に留まることが危険である場合は周辺の建築物の4階以上に避難する。

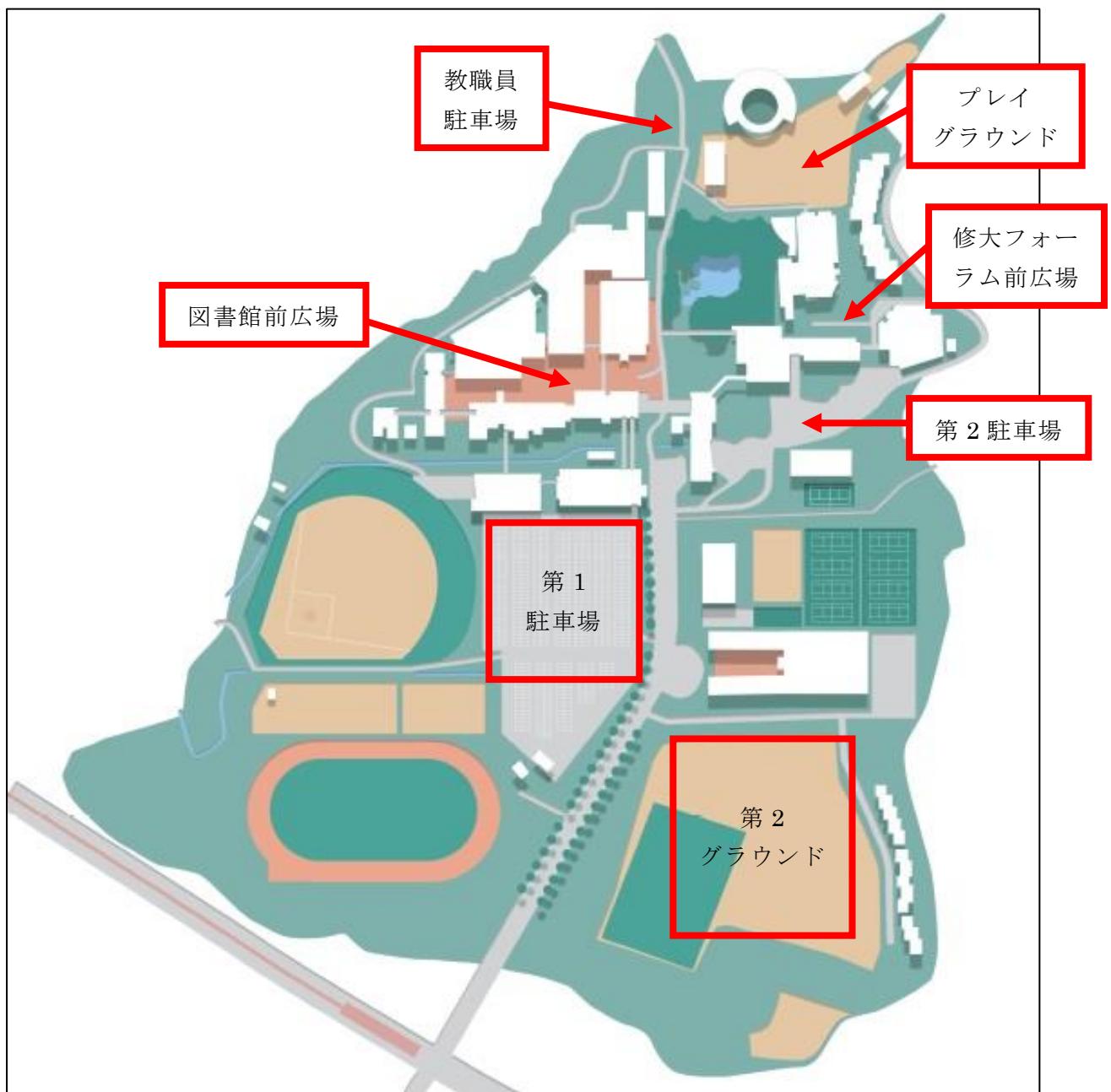
【図 1】教職員・学生避難フロー（昼間期）



【表 2】避難時注意事項

脅威種別	注意事項
地震	<p>①丈夫な机等の下に避難する。余裕がなければ、手近なもので頭を保護する。倒れやすい物には近寄らない。</p> <p>②余震までにドアを開けて避難口を確保する。</p> <p>③火気を使用している場合は、すばやく火元（ガスの元栓、コンセント等）を始末する。</p> <p>④避難するときは、受講者同士で避難終了まで行動をともにし、別々に行動しない。</p> <p>⑤余震がおさまったら、ガラスや散乱物等、頭上に注意しながら、避難する。また、階段では前の人を押さないように慌てず、落ち着いて、歩いて避難する。群衆雪崩が起こらないよう十分に注意して避難する。</p> <p>⑥エレベーターは絶対に使用しない。エレベーター乗車中に発災した場合は、すべてのボタンを押して、停止した階で降りる。</p> <p>⑦受講者に車椅子の使用者や視覚障がい者・聴覚障がい者等がいる場合は、受講者同士が協力して介助のうえ避難する。</p>
火災	<p>①避難するときは、受講者同士で避難終了まで行動をともにし、別々に行動しない。</p> <p>②煙を吸い込まないように、ハンカチや衣類で口や鼻を覆い、しゃべらずに避難する。火元から離れた階段で避難する。階段では前の人を押さないように慌てず、落ち着いて、歩いて避難する。煙が多い場合は、体勢を低くして壁をつたって避難する。</p> <p>③エレベーターは絶対に使用しない。エレベーター乗車中に発災した場合は、すべてのボタンを押して、停止した階で降りる。</p> <p>④受講者に車椅子の使用者や視覚障がい者・聴覚障がい者等がいる場合は、受講者同士が協力して介助のうえ避難する。</p>

【図 2】学内避難場所



【図 3】学内ハザードマップ（急傾斜地）

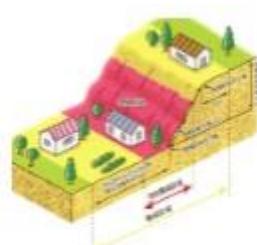


急傾斜地

[指定済]

■ 特別警戒区域

■ 警戒区域



【図 4】学内ハザードマップ（土石流）

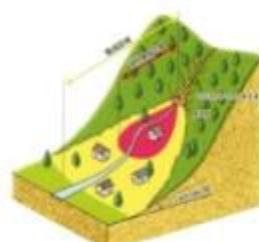


土石流

[指定済]

■ 特別警戒区域

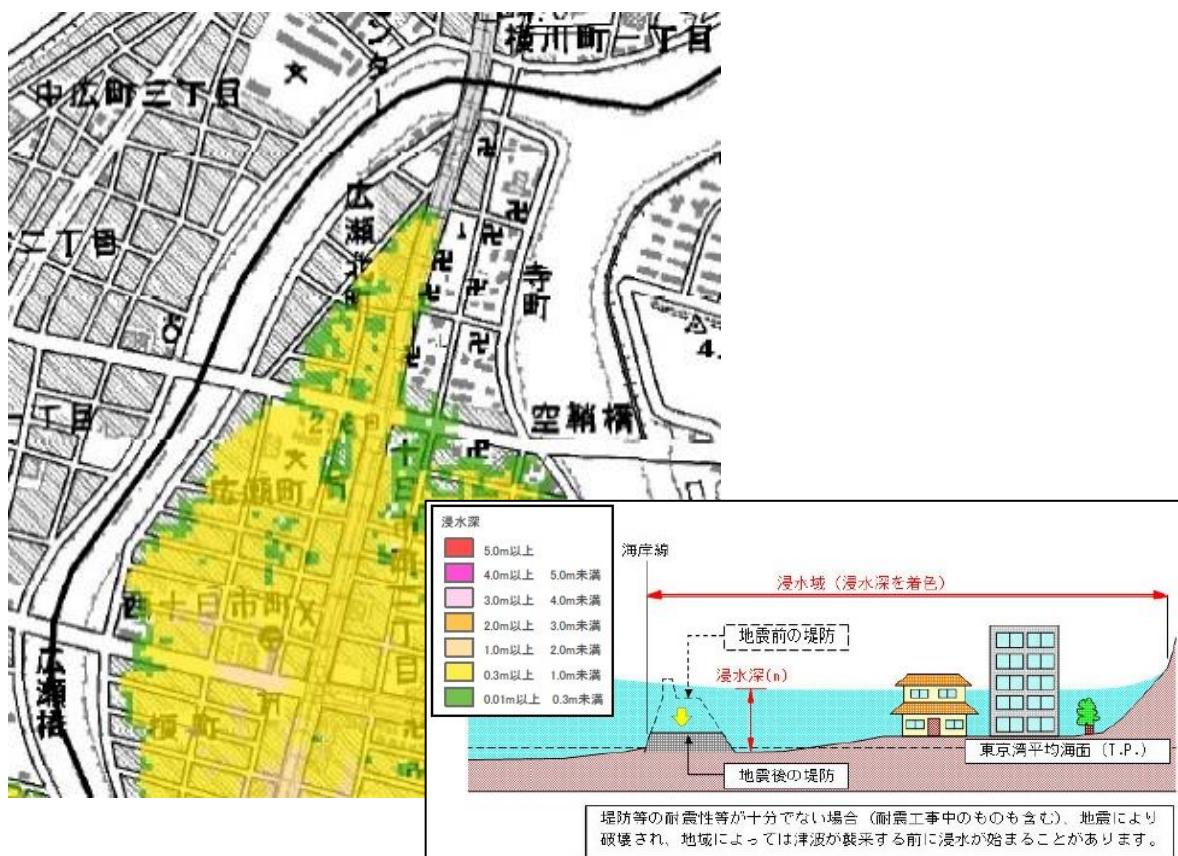
□ 警戒区域



【図 5】避難経路図：(発) インターナショナルハウス⇒(着) 広瀬小学校 距離：約 550m



【図 6】広島市津波浸水想定図



(2) 安全確認（外部非公開）

(3) 安否確認

①学内に滞在する教職員、授業以外で学内に滞在する学生

避難したのちに、自衛消防隊避難誘導班が避難した教職員・学生の安否状況を確認し、その結果を緊急対策本部に報告する。

②授業中の教職員・学生

避難したのちに、授業担当教職員が受講者の安否状況確認し、その結果を緊急対策本部に報告する。

③学外にいる教職員・学生

通信環境が整った段階で、指定したメールに届くアドレスから安否確認システムにアクセスし、身体状況等を入力し、送信する。送信されたものを緊急対策本部事務局が確認し、緊急対策本部にて情報共有する。

④インターナショナルハウス

避難したのちに、通信環境が整った段階で、施設管理業者が滞在する留学生の安否状況確認し、その結果を緊急対策本部に報告する。

⑤学内に滞在する業者

厚生施設運営業者、施設・設備管理業者、教育サービス提供業者等、学内で勤務する業者の責任者が従業員の安否を確認し、その結果を緊急対策本部に報告する。

(4) 応急処置および救助・救護（外部非公開）

4. 初動対応（早朝対応）

想定した早朝期に BCP の発動基準を満たす脅威が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。夜間常駐警備業者およびエネルギーセンター職員は、緊急対策本部長の指示により、十分に安全を確保したうえで、外周から目視で施設等の安全確認を実施する。なお、二次災害等に巻き込まれないよう、身体防護に留意し、自らを危険にさらしてまで実施しない。夜間常駐警備業者は、確認した状況を第1通報者に連絡し、第1通報者は緊急対策本部長に報告する。

(1) 避難および非常招集

①緊急対策本部員をはじめとする教職員

A) 自らの身の安全を確保した状態で朝まで待つ。

B) 被災状況や公共交通機関の状況を把握したうえで、明るくなつてから、可能な限り速やかに出勤する。緊急対策本部長は、電話・メール等を用いて BCP 発動を通知するが、通信障害等の影響で通知できない可能性も想定される。その場合は、各自

の判断により能動的に行動する。ただし、ライフラインはすべて遮断、公共交通機関もすべて運休することを想定しており、かつ図8の緊急交通路指定予定路線図のとおり、本学に通じる幹線道路も通行できなくなることから、出勤だけでなく、帰宅のことも考慮したうえで、無理な出勤は避ける。

なお、出勤にあたって、二次災害等に巻き込まれないよう、身体防護に留意する。また、本人や家族の生命の安全が確保できない状況において、出勤を強制するものではなく、自らを危険にさらしてまで出勤しない。

②インナーショナルハウス

昼間対応と同様に、施設管理業者が留学生を誘導し、広島市指定の指定緊急避難場所である広瀬小学校に避難させる。

(2) 安全確認（外部非公開）

(3) 安否確認

①教職員・学生

通信環境が整った段階で、指定したメールに届くアドレスから安否確認システムにアクセスし、身体状況等を入力し、送信する。送信されたものを緊急対策本部事務局が確認し、緊急対策本部にて情報共有する。

②インナーショナルハウス

避難したのちに、通信環境が整った段階で、施設管理業者が滞在する留学生の安否状況確認し、その結果を緊急対策本部に報告する。

(4) 応急処置および救助・救護（外部非公開）

5. 事業継続を見据えた復旧対応（外部非公開）

【参考】広島県警察による大規模災害発生時の交通規制

大規模災害が発生した際には、人命救助やライフライン復旧等の災害応急対策を行う緊急通行車両等の通行を優先させるため、予め定められた緊急交通路において広島県警察による大規模な交通規制が実施される。これにより、車両による人員の移動や物資の運搬が不可能もしくは困難になることが予想されるので、BCP発動時には緊急交通路を避けたルートでの移動を検討する。

なお、「運転中に大規模災害が発生した場合」や「道路上に車両を置いて避難する場合」は、以下のとおり対応する。

(1) 運転中に大規模災害が発生した場合の行動

- ①急ハンドル、急ブレーキを避けてできるだけ安全な方法で道路の左側に停止させる。
- ②停止後は、ラジオで災害情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動

する。

③駐車はできるだけ道路外の場所において、避難する人や緊急車両の妨げにならない場所にする。

④車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。

(2) 道路上に車両を置いて避難する場合の注意点

①道路の左側に寄せて駐車する。

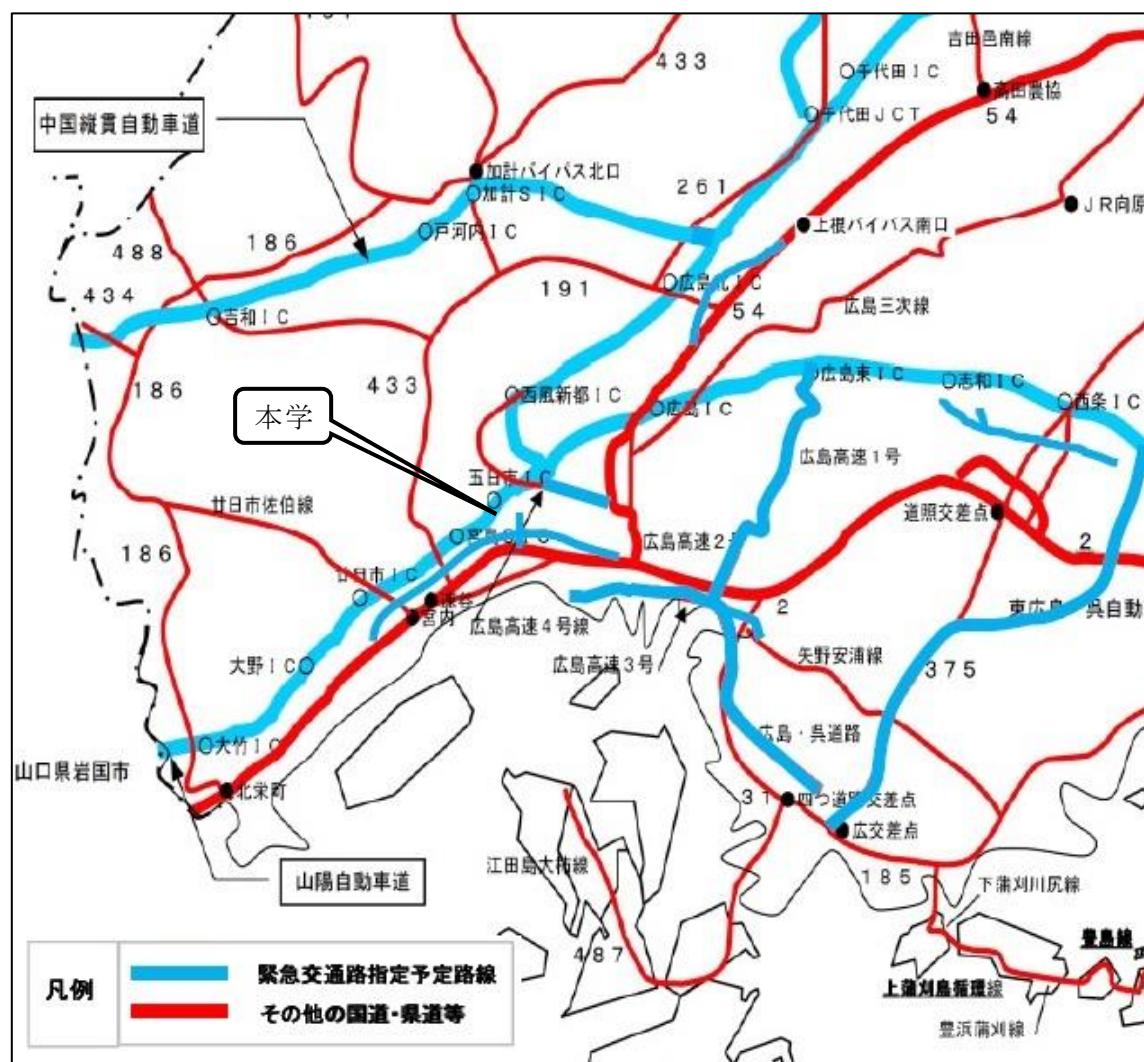
②通行の妨げになった時に警察等が車両を移動させるため、エンジンを止め、キーを付けたままにする。

③窓をしっかりと閉め、IT機器や機密文書等の貴重品を車内に残さない。

④ドアをロックしない。

⑤連絡先が分かるように名刺やメモ等を残しておく。

【図8】緊急交通路指定予定路線図



IV. 事業継続計画及び初動対応要領〈感染症編〉

1. 目的

本学が、感染症の拡大により重大な損害を被る可能性がある場合、教職員・学生の健康と安全を守り、感染防止に配慮しながら、教職員が混乱することなく迅速に事業復旧することを目的として、教職員がとるべき初動対応に必要な事項を定める。

2. 状況想定

2019年度末に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)同様の状況を想定する。自然発生的に出現した感染症が国内で拡大する、もしくは広島県内で拡大する状況で、政府もしくは広島県等から緊急事態宣言が発出され、様々な行動を制限せざるを得ない状況を想定する。

3. BCP の発動

感染症の拡大によるBCP発動は、脅威の顕在化による自動発動とはせず、発動権限者である緊急対策本部長による発動とする。緊急対策本部の編成は、「II. 事業継続計画〈自然災害編〉」で定めるとおりとする。ただし、感染症による事業継続計画では、自衛消防隊は編成しない。

4. 感染症に対する活動指針

本学における感染症に対する活動指針は、「別紙6 広島修道大学における感染症に対する活動指針」とする。緊急対策本部は、収集した情報を基に、活動方針レベルを決定する。また、感染拡大時期によっては、以下の内容についても検討する。

- ①授業・定期試験の実施方法と要配慮学生への対応の検討
- ②入学試験の実施方法の検討
- ③入学式、学位授与式等の実施方法の検討
- ④オープンキャンパス、大学祭等の各種イベントの実施の可否、実施方法の検討
- ⑤教職員の国内外出張の可否、課外活動による遠征の可否
- ⑥教職員の勤務体制の検討、対面・非対面等の学生対応方法の検討
- ⑦学外者の入構制限の検討
- ⑧その他、緊急対策本部長が必要と認める事業実施の検討

5. 情報収集

緊急対策本部は、内閣府や文部科学省、厚生労働省などの国や広島県、広島市などの自治体が発する各種文書・情報、教職員・学生からの情報、業界動向等の事業継続に必要な情報を収集する。また、BCP発動期間中に収集した情報は、緊急対策本部にて情報共有する。

6. 感染経路の特定

教職員・学生、学内に勤務する業者の従業員は、「様式 6 感染症に関する体調管理表・行動管理表」に自身の体調・行動を記録する。自身に国等が示す感染症の症状があるなどの感染の兆候がみられる、もしくは同居家族の感染もしくは感染の兆候がみられる場合は学内に入構せず、自宅待機とする。

教職員は所属長を通して人事課に、学生は入力フォームを通して学生センターに体調等の状況を報告する。同様に、学内に勤務する業者の従業員は、各業者でとりまとめ、本学の担当部局に報告する。

学内で感染者が発生した場合、感染者の周囲にいた者の感染状況を確認する。緊急対策本部は収集した情報を分析し、感染経路の特定に努める。それでもなお、感染経路を特定できない場合は、教職員・学生、学内に勤務する業者の従業員の入構を制限することを検討する。

7. 情報発信・広報対応

教職員・学生の人権並びに個人情報保護配慮の観点から、個別の公表はせず学内構成員への注意喚起と感染対策の徹底を目的とした月単位の感染者数集計について公表する。

ただし、学内の感染拡大防止の観点から、広く注意喚起をする必要が極めて高い場合には、緊急対策本部で検討のうえ、人権並びに個人情報保護に十分配慮し公表する。

8. 感染防止対策

緊急対策本部長は、必要に応じて以下の感染予防対策を担当部局に指示する。なお、対策は 2019 年度末に発生した新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の対策を参考に、以下のとおりとする。

①学内はマスクを着用する。

※熱中症などの健康被害が発生する恐れが考えられる場合は、屋外で互いに十分な距離（少なくとも 2m 以上）を保ったうえ、マスクを外すことができる。

②通勤・通学で公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用のうえ、会話は控える。

③毎朝検温し、「様式 6 感染症に関する体調管理表・行動管理表」に記録する。

④自身の健康管理に留意し、「3 密（密閉・密集・密接）」を回避するよう努める。

⑤正しい手洗いに努め、手洗いができない場合は手指消毒を行う。

⑥エレベーターの利用時は、体の不自由な方や妊娠している方等の利用を優先し、密にならないよう努める。

⑦講義室の入口等に消毒液等を設置する。

⑧アルコール類等を使用して、講義室等の机、ドアノブ等の定期的な消毒を行う。

⑨事務室等に入退室する場合の時刻等を記録する。また、必要に応じて入館・入室を制限する。

⑩対面が想定される窓口等には、アクリル板や透明ビニールカーテン等を取り付け、飛沫感染防止の対策をとる。また、待機列は人ととの間隔を空ける。

⑪窓や出入口の開放など、建物内の換気を確保する。

- ⑫居住地域を越えての不要不急の移動は自粛する。とりわけ、感染リスクの高い緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は控える。
- ⑬授業中は必ずマスクを着用する。感染予防効果の観点から、不織布マスクの着用を推奨する。
- ⑭教室では密集を避け、座席の間隔をあけて着席する。
- ⑮授業の前後で、手洗い、手指消毒を励行する。
- ⑯教室使用時は、30分に1回数分程度、2方向の出入口もしくは窓の開放による自然換気を行う。
- ⑰複数人で共用する実験・実技器具は、利用者において使用前に適宜消毒する。
- ⑱食堂等の厚生施設の混雑時は、入場制限を設ける。
- ⑲食堂の座席に飛沫防止パーテイションを設置する。また、一定の距離を保って着席し、飲食中は黙食を徹底する。食事等が終了次第速やかに退店し、滞留時間を短くするよう努める。
- ⑳その他、緊急対策本部長が必要と認める対策

V. 事業継続計画及び初動対応要領〈爆破等予告編〉(一部、外部非公開)

1. 目的

学内に爆発物、危険物等の不審物を仕掛けられることにより、本学が重大な損害を被る可能性がある場合、教職員・学生の安全を守ることを目的として、教職員が混乱することなくとるべき初動対応に必要な事項を定める。

ただし、本計画の実施にあたっては、「人命の保護を最優先」とし、自らを危険にさらしてまで実施を求めるものではない。

2. 状況想定

3. BCP の発動

4. 初動対応

5. 情報収集

緊急対策本部は、他機関、他大学にも届いていないか等の情報を収集する。また、BCP 発動期間中に収集した情報は、緊急対策本部にて情報共有する。

6. 情報発信・広報対応

学内で不審物が発見され、避難等の措置をとる場合、マスコミ等の取材が予想されるため、事案を時系列に整理しておく。また、休講措置をとる場合、本学ホームページおよび学生ポータルサイト等で情報を発信する。

VI. BCP 事務局運営要領（外部非公開）

1. 目的

平常時ならびに BCP 発動時に BCP 事務局がとるべき行動を以下のとおり定める。

2. 活動内容